

山形県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業の御案内

平成26年度から、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行っています。

○ 助成対象者

次の要件を全て満たす方

- ・ 県内に住所を有している 18 歳未満の方
- ・ 両耳の聴力レベルが、原則 30dB（デシベル）以上 70dB（デシベル）未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方（30dB 未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象となります。）
- ・ 補聴器の装用が必要と医師に診断された方
- ・ 他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていない方



○ 実施主体 市町村

○ 助成額

基準額の範囲内で購入費用の 2/3（県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3）

○ 対象補聴器 右表のとおり

○ 助成対象経費

- ・ 補聴器（本体及び付属品）の新規購入費用
- ・ 耐用年数（5 年）経過後の更新に要する補聴器購入費用

○ 修理費（成長に伴うイヤモールド交換を含む）は助成対象としておりません。

○ 医師意見書料は利用者負担です。

※ 医師意見書は、自立支援医療機関の医師若しくは身体障害者福祉法第 15 条指定医師へ記載を依頼してください。

○ 購入前の申請が必要です。

○ 申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師意見書
- ③見積書 ④その他市町村が必要と認める書類

※ 事業の実施主体は、市町村となります。各市町村により、実施時期、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。

対象補聴器

補聴器の種類	1 台（片耳） の基準額	基準額に含まれるもの
ポケット型（軽度・中等度難聴用）	53,500 円	①補聴器本体（電池含む） ②イヤモールド （不要の場合は、基準額から 9,500 円を除く。）
耳かけ型（軽度・中等度難聴用）	55,900 円	耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が 232,700 円の範囲で加算する。また、オーディオシューを必要とする場合は、5,250 円の範囲で加算する。
耳あな型（既製品）	92,000 円	補聴器本体（電池含む）
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円	
骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体（電池含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	134,500 円	①補聴器本体（電池含む） ②平面レンズ （不要の場合は、基準額から 1 枚につき 3,800 円を除く。）

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準額の 106/100 に相当する額を上限とします。